

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について ..... 1
- 令和7年度事業計画及び予算について ..... 2

公告第8号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、令和7年3月7日招集の第181回組合会において議決されたので公告する。

令和7年4月1日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 山村 弘

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第2号）の一部を次のように変更する。

第40条第1項の表中「1,000分の8.55」を「1,000分の7.80」に、「1,000分の2.59」を「1,000分の2.52」に改める。

第40条の2中「1,000分の17.10」を「1,000分の15.60」に改める。

第41条の2中「令和6年度」を「令和7年度」に、「1,500円」を「1,545円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和7年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第9号

令和7年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の令和7年度事業計画及び予算については、令和7年3月7日招集の第181回組合会において議決されたので公告する。

令和7年4月1日

長野県市町村職員共済組合

理事長 山村 弘